

平成 15 年試験の出題範囲の新旧対照表

《第 2 次試験》

平成 14 年 の 出 題 範 囲	平成 15 年 の 出 題 範 囲
民 法	
<p>民法第 1 編から第 3 編を中心に、第 4 編及び第 5 編並びに次の特別法を含む。 <u>不動産登記法</u> <u>借地借家法</u> <u>建物の区分所有等に関する法律</u> <u>罹災都市借地借家臨時処理法</u> <u>立木二関スル法律</u> <u>企業担保法</u> <u>工場抵当法</u> <u>鉄道抵当法</u></p> <p style="text-align: right;">特別法 8 法律</p>	<p>民法第 1 編から第 3 編を中心に、第 4 編及び第 5 編並びに次の特別法を含む。 <u>借地借家法</u> <u>建物の区分所有等に関する法律</u></p> <p style="text-align: right;">特別法 2 法律</p>
不 動 産 に 関 す る 行 政 法 規	
<p>下記 に掲げる法律を中心に、下記 に掲げる法律を含む。</p> <p><u>土地基本法</u> <u>国土利用計画法</u> <u>都市計画法</u> <u>土地区画整理法</u> <u>建築基準法</u> <u>土地収用法</u>（<u>公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱を含む。</u>） <u>農地法</u>（<u>農地転用許可基準を含む。</u>） <u>地価公示法</u> <u>不動産の鑑定評価に関する法律</u> <u>所得税法</u> <u>法人税法</u> <u>地方税法</u> <u>租税特別措置法</u></p> <p style="text-align: right;">1 3 法律</p> <p><u>首都圏整備法</u> <u>首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律</u> <u>首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律</u> <u>首都圏近郊緑地保全法</u> <u>近畿圏整備法</u> <u>近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律</u> <u>近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律</u> <u>近畿圏の保全区域の整備に関する法律</u> <u>中部圏開発整備法</u> <u>中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律</u> <u>都市再開発法</u> <u>公有地の拡大の推進に関する法律</u> <u>都市緑地保全法</u> <u>宅地建物取引業法</u> <u>新住宅市街地開発法</u> <u>宅地造成等規制法</u> <u>公営住宅法</u> <u>住宅地区改良法</u> <u>道路法</u> <u>河川法</u> <u>海岸法</u> <u>公有水面埋立法</u> <u>古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法</u> <u>自然公園法</u> <u>自然環境保全法</u> <u>森林法</u> <u>国有財産法</u> <u>国税徴収法</u> <u>相続税法</u></p> <p style="text-align: right;">2 9 法律 計 4 2 法律</p>	<p>次の の法律を中心に、 の法律を含む。</p> <p><u>土地基本法</u> <u>不動産の鑑定評価に関する法律</u> <u>地価公示法</u> <u>国土利用計画法</u> <u>都市計画法</u> <u>土地区画整理法</u> <u>都市再開発法</u> <u>建築基準法</u> <u>マンションの建替えの円滑化等に関する法律</u>（<u>建物の区分所有等に関する法律の条文を引用している場合には同法の該当条文を含む。</u>） <u>不動産登記法</u> <u>土地収用法</u> <u>文化財保護法</u> <u>農地法</u> <u>所得税法</u>（<u>第 1 編から第 2 編第 2 章第 3 節までに限る。</u>） <u>法人税法</u>（<u>第 1 編から第 2 編第 1 章第 1 節までに限る。</u>） <u>租税特別措置法</u>（<u>第 1 章、第 2 章、第 3 章第 5 節の 2 及び第 3 章第 6 節に限る。</u>） <u>地方税法</u></p> <p style="text-align: right;">平成 16 年 1 7 法律 1 8 法律</p> <p><u>都市緑地保全法</u> <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律</u> <u>宅地造成等規制法</u> <u>新住宅市街地開発法</u> <u>宅地建物取引業法</u> <u>公有地の拡大の推進に関する法律</u> <u>自然公園法</u> <u>自然環境保全法</u> <u>森林法</u> <u>道路法</u> <u>河川法</u> <u>海岸法</u> <u>公有水面埋立法</u> <u>国有財産法</u> <u>相続税法</u></p> <p style="text-align: right;">1 5 法律</p> <p><u>土壤汚染対策法は、平成 16 年試験から の法律として出題範囲に含める予定です。</u></p> <p style="text-align: right;">平成 16 年 計 3 2 法律 計 3 3 法律</p>

平成 14 年 の 出 題 範 囲	平成 15 年 の 出 題 範 囲
経 済 学	
経済原論を主とし、経済政策を含む。	ミクロ及びマクロの経済理論と政策論
会 計 学	
財務諸表論 (イ) 会計原理 (ロ) 企業会計原則 (ハ) 財務諸表規則	財務会計論（企業の財務諸表の作成及び理解に必要な会計理論、会計諸規則及び諸基準。ただし、商法及び商法施行規則の関連規定を含む。）
不動産の鑑定評価に関する理論	
不動産鑑定評価基準の設定に関する答申（平成 2 年 10 月 26 日土地鑑定委員会答申（国土庁長官あて））及び同答申に付された不動産鑑定評価基準運用上の留意事項において集約され、明確化されたものとする。	不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項（平成 14 年 7 月 3 日国土地第 83 号国土交通事務次官通知）

いずれも平成 14 年 3 月 31 日時点で施行されている法令により出題します。

「出題範囲」に記載している法令及び諸規程については、平成 15 年 2 月 1 日時点で施行されているものから出題します。

《第 3 次試験》

平成 14 年 の 出 題 範 囲	平成 15 年 の 出 題 範 囲
不動産の鑑定評価に関する実務	
不動産鑑定評価基準の設定に関する答申（平成 2 年 10 月 26 日土地鑑定委員会答申（国土庁長官あて））及び同答申に付された不動産鑑定評価基準運用上の留意事項において集約され、明確化された不動産の鑑定評価に関する理論に基づくものとする。	不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項（平成 14 年 7 月 3 日国土地第 83 号国土交通事務次官通知）において集約された不動産の鑑定評価に関する理論及び技能（実務補習において修得する不動産鑑定士となるのに必要な技能を含む。）に基づくものとする。